

24 監査公表第 5 号（平成 24 年 5 月 17 日付 福岡市公報第 5923 号（別冊） 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>(ア) 委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成 23 年度「玄界島集落排水処理場保守運転管理業務委託」に係る契約事務において、次のような事例があった。</p> <p>今後、委託契約事務に当たっては、適正な契約手続を行うとともに、業務が完了したときは、報告内容の検証など履行確認を的確に行われたい。</p> <p>A 委託業務内容や金額等の変更を行う場合、予め契約相手方と協議の上、文書による契約変更を行った上で業務を履行させなければならない。しかしながら、機械の故障により当初契約の内容に追加しなければならなかった業務について、指示書により業務実施の指示を行い、契約相手方が当該業務を実施していたにもかかわらず、契約変更手続きを、履行完了後 2 ヶ月を経過した 9 月 30 日に行っていた。契約変更の内容は、契約額に影響を与える業務の追加であり、業務着手前の契約変更手続きが必要であった。</p> <p style="text-align: right;">(漁港課)</p>	<p>【措置済（平成24年 9 月28日通知）】</p> <p>契約変更を行う場合は、福岡市契約事務規則に基づき、変更業務着手前に契約変更を行い業務を履行させるよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>B 契約変更を行った請書の仕様書に、追加した業務の実施方法、履行の報告方法等を記載していなかった。また、契約の相手方から、追加業務の具体的</p>	<p>【措置済（平成24年 9 月28日通知）】</p> <p>契約変更に伴う業務内容の変更については、その実施方法及び履行報告の方法等を仕様書に記載するとともに、契約の相手</p>

<p>な履行状況が確認できる報告書が提出されていなかったにもかかわらず、仕様書どおりの業務完了と認めていた。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>方から履行状況が確認できる報告書を提出させるよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 契約関係書類については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成22年度「青果市場生ゴミ減量事業に伴う塵芥搬出業務委託」において、本来は契約の相手方が記載した契約関係書類(完了届、請求書)を徴しなければならないが、相手方が記載すべき完了届及び請求書の日付や請求金額を、提出された業務月計報告書を基に職員が契約の相手方に代わり記載するといった、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>契約関係書類の作成に当たっては透明性が確保されるべきであり、契約の相手方が記載すべき事項を安易に職員が記載することは慎むとともに、今後は適正に事務処理されたい。</p> <p>(青果市場)</p>	<p>【措置済（平成24年9月28日通知）】</p> <p>契約関係書類（完了届、請求書）については、福岡市契約事務規則等に基づき、契約の相手方の記載内容を確認のうえ徴するよう所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>公園施設について適正な管理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公園施設については、福岡市公園条例等関係法令に則り、適正な管理を行わなければならない。また、公園内に保管庫(倉庫)を設置する場合は、設置者は設置許可申請書を提出し許可を受けなければならない。しかしながら、東区内の2公園を監査した結果、1公園については設置許可を受けていない保管庫(倉庫)が公園内に3棟設置されていた。他の1公園については、設置許可を受けているものの、許可された用途以</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年8月6日通知）】</p> <p>公園内に設置されている保管庫の設置状況については、平成24年12月までで確認作業を完了した。本件については、公園の日常的な維持管理の一部を地元の協力を頼らざるをえない状況にある中で、保管庫の設置許可基準が必ずしも現実的でない面があることに起因するものであることから、現行の基準に基づく許可手続の運用に代えて、今後、現状に即した対応を行うことで、みどり管理課と連携した公園</p>

<p>外に使用されているものがあつた。</p> <p>なお、2公園とも、住宅都市局における方針決裁「清掃用具保管庫の設置・管理の基準について(昭和60年4月1日施行)」に規定されている保管庫(倉庫)の設置許可面積を超えて設置されている状況であつた。</p> <p>今後、東区内の公園内に設置されている保管庫(倉庫)の設置状況を調査するとともに、同調査結果を踏まえて、所管課と協議の上、保管庫(倉庫)の適正な設置を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>の適正管理に努めていく。</p>
---	---------------------

(3) 博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>公園施設について適正な管理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公園施設については、福岡市公園条例等関係法令に則り、適正な管理を行わなければならない。また、公園内に保管庫(倉庫)を設置する場合は、設置者は設置許可申請書を提出し許可を受けなければならない。しかしながら、博多区内の4公園を監査した結果、4公園とも設置許可を受けていない保管庫(倉庫)が公園内に複数棟設置されていた。また、このうち、1公園については、実査当日現在(平成24年1月5日)、地域の団体が設置している保管庫(倉庫)5棟の収容物が把握されていなかった。</p> <p>なお、4公園とも、住宅都市局における方針決裁「清掃用具保管庫の設置・管理の基準について(昭和60年4月1日施行)」に規定されている保管庫(倉庫)の設置許可面積を超えて設置されているものがあつた。</p> <p>今後、博多区内の公園内に設置されている保管庫(倉庫)の設置状況を調査するとともに、同調査結果を踏まえて、所管課と協</p>	<p>【他の方法で対応(平成25年8月6日通知)】</p> <p>公園内に設置されている保管庫の設置状況については、平成24年12月までで確認作業を完了した。本件については、公園の日常的な維持管理の一部を地元の協力に頼らざるをえない状況にある中で、保管庫の設置許可基準が必ずしも現実的でない面があることに起因するものであることから、現行の基準に基づく許可手続の運用に代えて、今後、現状に即した対応を行うことで、みどり管理課と連携した公園の適正管理に努めていく。</p>

<p>議の上、保管庫(倉庫)の適正な設置を図りたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
---	--

(4) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>公園施設について適正な管理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公園施設については、福岡市公園条例等関係法令に則り、適正な管理を行わなければならない。また、公園内に保管庫(倉庫)を設置する場合は、設置者は設置許可申請書を提出し許可を受けなければならない。しかしながら、南区内の2公園を監査した結果、1公園については設置許可を受けていない保管庫(倉庫)が公園内に5棟設置されていた。他の1公園については6棟が設置されているが、設置許可を受けているものは1棟のみで、他の5棟については設置許可を受けていなかった。また、公園内に設置できる保管庫(倉庫)は法令等によってその用途が規定されているにもかかわらず、設置許可を受けた保管庫(倉庫)内に許可された用途以外に使用されているものがあった。</p> <p>なお、2公園とも、住宅都市局における方針決裁「清掃用具保管庫の設置・管理の基準について(昭和60年4月1日施行)」に規定されている保管庫(倉庫)の設置許可面積を超えて設置されている状況であった。</p> <p>今後、南区内の公園内に設置されている保管庫(倉庫)の設置状況を調査するとともに、同調査結果を踏まえて、所管課と協議の上、保管庫(倉庫)の適正な設置を図りたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【他の方法で対応(平成25年8月6日通知)】</p> <p>公園内に設置されている保管庫の設置状況については、平成24年12月までで確認作業を完了した。本件については、公園の日常的な維持管理の一部を地元の協力に頼らざるをえない状況にある中で、保管庫の設置許可基準が必ずしも現実的でない面があることに起因するものであることから、現行の基準に基づく許可手続の運用に代えて、今後、現状に即した対応を行うことで、みどり管理課と連携した公園の適正管理に努めていく。</p>

2 公園内に設置する保管庫(倉庫)の適正管理について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>今回、東区、博多区及び南区内の公園を抽出して実地監査を行った。その結果、公園内に設置されている保管庫(倉庫)について、保管庫(倉庫)の設置者は区長の設置許可を受けなければならないにもかかわらず、無許可のまま公園内に設置されているものや、設置許可以外の目的で使用されているもの、あるいは、設置許可面積を超えて設置されているものが見受けられた。</p> <p>公園内に設置する保管庫(倉庫)の設置許可業務は、公園管理課における方針決裁「清掃用具保管庫の設置・管理の基準について(昭和60年4月1日施行)」に基づき行っているが、上記のような問題があり、また、全市的な実情の把握も十分行われていなかった。</p> <p>各区に対して、公園内に設置されている保管庫(倉庫)の設置状況を調査するよう指導するとともに、同調査結果を踏まえて、各区と協議の上、適正な保管庫(倉庫)設置について指導されたい。</p> <p>(住宅都市局公園緑地部公園管理課)</p>	<p>【他の方法で対応(平成25年8月6日通知)】</p> <p>公園内に設置されている保管庫の設置状況については、平成24年12月までで各区における確認作業を完了した。公園の日常的な維持管理の一部は、地元の協力に頼らざるをえない状況にあるが、現在の保管庫の設置許可基準は、必ずしも現実的でない面があり、本意見を受けたものである。</p> <p>今後は、現行の設置許可基準に代えて、現状に即した対応を行い、各区と連携した公園の適正管理に努めていく。</p> <p>(住宅都市局みどりのまち推進部みどり管理課)</p>

3 テーマ監査

(1) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、「植物園友の会」会員の特典として行っている花鉢のプレゼントに係る平成23年度の物品購入契約(単価契約)において、契約手続きを行わないまま、平成22年度に引き続き業</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>平成23年度の契約については、監査後速やかに契約を結んだ。</p> <p>平成24年度の契約は、4月1日に契約を行った。</p>

<p>務を行わせていた。</p> <p>今後、契約事務に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(植物園)</p>	
---	--

(2) 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品購入契約に当たっては、契約の相手方が記載した契約関係書類(見積書、請求書等)に内容等の不備がないかを確認したうえで徴しなければならない。しかしながら、平成22年度及び同23年度の新聞定期購読契約において、契約の相手方が記載して提出すべき請求書の請求年月日、請求金額及び件名等を職員が記載していた。また、平成23年度において、一部の請求書の請求金額が空白となっていたにもかかわらず、確認をしないまま支払処理を行っていた。</p> <p>今後、物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(総務課・市民課関連)</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>物品購入契約事務については、契約事務規則等関係法令の規定に基づき適正な契約手続を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、指摘事項の内容について区議で報告し、今後同様の指摘や指導を受けることのないよう、西区各課に周知を行った。</p>

(3) 南区選挙管理委員会事務局

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成23年度に一部納品があった10万円以下の物品について、日付が空白の見積書、納品書及び請求書を徴し、職員が平成22年度内の見積日を記入し、年度内に全ての納品があったとして代金を支出しているものが</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>物品購入契約事務については、福岡市契約事務規則に基づき適正に事務を行うよう所属職員に対し研修への参加や書面による周知徹底を図った。</p>

<p>あった。</p> <p>今後、物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p>	
---	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 植生基材吹付工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>城南区大字東油山地内災害復旧工事 (契約金額 1,982 万 1,900 円)</p> <p>本工事では法面の安定及び保護のために吹付枠がない植生基材による全面吹付を行っているが、土木工事標準積算基準書によると吹付枠がない場合は標準の市場単価を用い積算することとなっているにもかかわらず、吹付枠があるとして標準の市場単価を補正し積算していた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (森林・林政課)</p>	<p>【措置済（平成 24 年 9 月 28 日通知）】</p> <p>工事の積算については、土木工事標準積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員に指導を行うとともに、課内会議を開催し周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 単価決定を適正に行うべきもの</p> <p>南区警弥郷 2 丁目地内老司井堰(電気設備)改良工事 (契約金額 5,089 万 140 円)</p> <p>本工事は老司井堰（電気設備）の改良工事であるが、電気設備についての積算要領によると、見積価格に査定率を乗じて設計単価を決定することとなっている。その積算において、見積価格に適用すべき査定率を誤っていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>【措置済（平成24年 9 月28日通知）】</p> <p>電気設備の積算については、プラント設備積算基準に基づき適正に行うよう、課内会議で周知徹底を図った。</p>

(農業施設課)	
<p>(ウ) 建設機械の運搬費を適正に積算すべきもの</p> <p>城南区梅林3丁目地内熊本池改良工事 (契約金額 7,318万5,000円)</p> <p>本工事は溜め池の地盤改良を伴うものであるが、地盤改良機械を使用しているため、当該機械の分解・組立及び輸送に要する費用を計上しなければならない。一般的な地盤改良機械の分解・組立及び輸送に要する費用の積算については土木工事標準積算基準書による単価を採用することとなるが、本工事に使用する地盤改良機械は特殊であるため同基準書の中に単価の記載がなかった。基準書に単価の記載がない場合については、見積りにより積算することとなるが、当該機械の輸送に要する単価については見積りの単価を採用せず、誤って同基準書による貨物自動車運搬の単価を採用し積算していた。</p> <p>また、掘削押土で使用するブルドーザの分解・組立及び輸送に要する費用を計上していなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業施設課)</p>	<p>【措置済（平成24年9月28日通知）】</p> <p>運搬費の積算については、土木工事標準積算基準書に基づき適正に行うよう、課内会議で周知徹底を図った。</p>
<p>(エ) 魚礁設置の積算を適正に行うべきもの</p> <p>広域漁港整備魚礁設置工事(玄界島地区) (契約金額 1,715万700円)</p> <p>本工事においては鋼製魚礁を海底に1基設置しているが、運搬設置に関する積算において、鋼製魚礁1基を運搬設置するのに適合する規格の起重機船の単価を採用すべきところ、誤って2基運搬設置</p>	<p>【措置済（平成24年9月28日通知）】</p> <p>魚礁設置の積算については、漁港漁場関係工事積算基準書に基づき、適正な積算を行うよう担当職員へ指導を行い周知徹底した。</p>

<p>する場合の起重機船の単価を2分し、1基当りの単価としていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	
--	--

(2) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A コンクリートブロック積の積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業今宿駅南線橋梁築造工事(下部工その2)</p> <p>(契約金額7,407万5,400円)</p> <p>本工事では橋梁下部の取付護岸にコンクリートブロック積を採用しており、天端コンクリート工、コンクリートブロック積工を計上している。コンクリートブロック積工の積算において、別途天端コンクリート工を計上しているにもかかわらずブロック面積は天端コンクリート部分を含めた面積としていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>コンクリートブロック積の積算については、課内会議で周知を図るとともに、設計書の精査時のチェックリストを作成し、数量計算書(根拠資料)についても、複数の目で確認を行うことで、精査体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p>
<p>B プレキャストボックス工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業駅北線電線共同溝工事(その1)</p> <p>(契約金額8,422万4,700円)</p> <p>(A) 本工事は電線共同溝を建設するものであり、特殊部人孔においてプレキャストボックスブロックを採用し、あらかじめ徴集した見積りに基づきその単価を決定している。しか</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>プレキャストボックス工の積算システムへの単価入力については、課内会議で周知を図るとともに、設計書の精査時のチェックリストを作成し、代価表(小代価表・見積)についても、複数の目で確認を行うことで、精査体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p>

<p>しながら、積算システムに入力する際に単価の入力を誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p> <p>(B) 本工事の特殊部人孔で用いる鉄製蓋設置の積算システム入力において、鉄製蓋の製品単価及び同蓋の質量区分を誤っていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p> <p>C 諸経費の積算を適正に行うべきもの 伊都土地区画整理事業駅北線電線共同溝工事(その1)</p> <p>(契約金額 8,422 万 4,700 円)</p> <p>本工事は伊都土地区画整理事業地内の電線共同溝を建設する工事であるが、諸経費率の算定は土木工事標準積算基準書により行っている。</p> <p>諸経費率(共通仮設費率, 現場管理費率)の算定において、同基準書によると「施工地域等を考慮した補正」は電線共同溝工事には適用しないとされているにもかかわらず、同補正值を諸経費率に加算していた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所工事課)</p>	<p>プレキャストボックス工の積算システムへの単価及び質量の入力については、課内会議で周知を図るとともに、設計書の精査時のチェックリストを作成し、代価表(小代価表・見積)についても複数の目で確認を行うことで、精査体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p> <p>電線共同溝工事の諸経費率については通常工事と違い「施工地域等を考慮した補正」の算定は行わないこと、及び、大都市補正についても伊都区画整理地内は対象外になっていることについて、課内会議で周知を図るとともに、設計書の精査時のチェックリストを作成し、複数の目で確認を行うことで、精査体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p>
<p>D 仮設材賃料の積算を適正に行うべきもの 香椎駅周辺土地区画整理事業都市計画道路千早香椎線電線共同溝建設工事(その1)</p>	<p>【措置済 (平成24年 9月28日通知)】</p> <p>仮設材賃料の積算については、修理及び損耗費の計上もれが生じないように、課内会議において周知徹底を図るとともに、設計・精査時のチェックリストを</p>

<p>(契約金額 6,564 万 9,150 円)</p> <p>本工事は香椎駅周辺土地区画整理事業地内の電線共同溝を建設する工事である。</p> <p>土留め材に使用する軽量鋼矢板の賃料算定において、修理及び損耗費を計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(香椎振興整備事務所工事課)</p> <p>E 諸経費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>香椎駅周辺土地区画整理事業都市計画道路千早香椎線電線共同溝建設工事(その1)</p> <p>(契約金額 6,564 万 9,150 円)</p> <p>本工事は香椎駅周辺土地区画整理事業地内の電線共同溝を建設する工事であるが、諸経費率の算定は土木工事標準積算基準書により行っている。</p> <p>諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率)の算定において、同基準書によると「施工地域等を考慮した補正」は電線共同溝工事には適用しないとされているにもかかわらず、同補正值を諸経費率に加算していた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(香椎振興整備事務所工事課)</p>	<p>作成し、チェック体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p> <p>諸経費の積算については、土木工事積算基準書の内容を遵守し、適用ミスが生じないように、課内会議において周知徹底を図るとともに、設計・精査時のチェックリストを作成し、チェック体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p>
<p>F 建設発生土の積算を適正に行うべきもの</p> <p>平成22年度公営住宅上高宮住宅造成工事</p> <p>(契約金額4,353万3,000円)</p> <p>本工事は市営住宅の造成工事でありコンクリートブロック積擁壁を築造しているが、建設発生土について処分場</p>	<p>【措置済（平成24年9月28日通知）】</p> <p>建設発生土の積算については、技術的な支援や助言について住宅部内で協議し、課相互で精査支援することで適正な積算体制を執ることとした。</p>

<p>への搬出及び処分の費用を計上していなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設リサイクル法を遵守すべきもの 東平尾公園陸上補助競技場改修(その2)工事 (契約金額 1 億 7,331 万 6,150 円)</p> <p>本工事は、工事内容の変更に伴い「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当することとなったため、着手前に請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>なお、同法に関する法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(公園建設課)</p>	<p>【措置済（平成24年 9 月28日通知）】</p> <p>建設リサイクル法の遵守については、職場研修を開催し、再度、同法に基づく手続きについて職員への周知徹底を図るとともに、工事契約時の請負業者への指導も徹底するようにした。</p> <p>また、同法の手続に係るチェックリストを作成し、チェック体制の強化及び再発防止を図ることとした。</p>
<p>B 建設リサイクル法を遵守すべきもの 福岡市動物園変電設備工事 (契約金額 3,796 万 8,000 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第 12 条の規定により発注者に必</p>	<p>【措置済（平成24年 9 月28日通知）】</p> <p>建設リサイクル法の遵守については、工事の設計・施工管理を担当する財政局設備課に施工管理の周知徹底を依頼した。設備課では、建設リサイクル法について研修が行われ、周知徹底を図られた。</p> <p>動物園においても、同法に基づく手続</p>

<p>要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(動物園, 財政局設備課関連)</p>	<p>きについて職員への周知徹底を図り、工事契約時の請負業者への指導を徹底するよう再度確認を行った。</p> <p>※研修内容</p> <p>建設リサイクル法に関する資料に基づき、目的、法令根拠、手続き等の研修を、所属職員全員に実施した。</p> <p>(動物園)</p> <p>建設リサイクル法の対象となる特定建設資材(コンクリート等)が発生する工事については法令に基づき施工管理を行うよう所属職員に対し、研修を行い周知徹底を図った。なお、研修は継続的に毎年行っていく。</p> <p>また、チェック体制の見直しを行い、工事毎に、建設リサイクル手続きの有無を確認するチェックシートを作成した。</p> <p>(財政局設備課)</p>
--	---

(3) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>契約を適正に行うべきもの</p> <p>城南区役所・水道局合同庁舎吸収式冷温水発生装置・空調設備・中央監視装置保守業務委託</p> <p>(契約金額 476 万 7,000 円)</p> <p>本委託は城南区役所・水道局合同庁舎の空調設備の保守点検であるが、契約の方法は当該設備を設置した施工業者が内容を熟知しているという理由から、その業者と特命随意契約を行っている。しかしながら、本委託は一般的な空調設備の保守点検であるため、競争入札もしくは随意契約(2以上の者から見積書を徴するもの)とすべきであった。</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】</p> <p>本委託契約については、平成24年度より数社からの見積書を徴する随意契約を行うこととした。</p>

<p>今後は、適正な契約に努められたい。 (総務課)</p>	
------------------------------------	--

(4) 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 側溝等の単価決定を適正に行うべきもの 県道入部中原停車場線外2路線道路側溝工事 (契約金額 1,422万7,500円) 本工事は蓋無し側溝を蓋付きに改良し、道路幅員を再構築するものである。土木工事標準積算基準書(積算運用の手引き)によると、単価表等に掲載がない場合の単価は見積りの最低価格とするとされているにもかかわらず、側溝等の単価について類似品の見積りと単価表等(実施設計単価表又は物価資料)に掲載している単価の比率を用い、見積りの最低価格を低減していた。その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】 見積り単価の決定については、土木工事標準積算基準書(積算運用の手引き)に基づき適正に行うよう課内研修を行い、全職員に周知徹底を図った。また、積算基準の改定等の内容について、定期的な課内研修を実施し継続的に所属職員へ周知徹底を図ることとした。</p>

2 見積価格に適用する査定率について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>建築設備やプラント設備の積算における設計単価の決定にあたっては、見積価格を市場価格に補正するため査定率が用いられている。現在、建築設備に係る査定率は財政局が設定し、プラント設備に係る査定率は複数の局がそれぞれの特異性を考慮して設定している。積算担当課は、複数の局が設定している査定率の中から、独自の判断で選択した査定率を見積りの最低価格に乗じることによって設計単価を決定している。 今回の工事監査において、積算担当課が</p>	<p>【措置済(平成24年9月28日通知)】 建築設備やプラント設備の積算において見積価格に適用する査定率の適正な運用と事務の効率化を図るため、技術情報の一括管理及び周知徹底などの方策について、各局の設備設計の基準等を所管する課長で構成する「福岡市設備設計技術連絡会」を新たに設置し、協議を行った。 具体的には、複数の局が設定しているプラント設備の査定率を含む積算基準の所管課及び適用範囲を、平成24年8月30日より全庁OA「技監のひろば」に一括して掲</p>

<p>複数の局に存在する査定率から選定理由を明確にせず安易に適用していた。また、適用にあたって誤った査定率を適用していた。</p> <p>これまでの監査結果においても、他局で定めた査定率が廃止されていることを知らずそのまま適用していた事例も見受けられた。</p> <p>これにより複数の局が独自に査定率を定めている現状を鑑みると、今後も同様な誤りを生じることが危惧される。</p> <p>このことから査定率の適正な運用と事務の効率化を図るため、見積価格に適用する査定率に関する技術情報の一括管理及び周知徹底などの方策を財政局が中心となり関係局と協議されたい。</p> <p>(財政局技術監理課，環境局施設部，港湾局港湾施設課，水道局設備課，交通局施設課関連)。</p>	<p>載し、職員への情報提供を開始した。また、設計担当課は査定率の選定にあたり、各局が所管する積算基準について、必ず所管課に確認を行うこととした。</p> <p>さらに、本取り組みについて周知徹底を図るために、同日付けで関係局区に文書で通知した。</p>
--	---